

經濟論叢

第115卷 第1・2号

ナチスの農業綱領	大野英二	1
専門的社会主义農業經營の形成	青木國彦	25
アメリカの対東南アジア援助と工業化論	西口清勝	66
信用割当と銀行行動	古川 頭	93
プランテーションの統計的概観	藤岡 惇	117

昭和50年1・2月

京 都 大 學 經 濟 學 會

ナチスの農業綱領

大野英二

I

ナチスの権力掌握の前提条件が、その広範な中間的社會層、なかんずく農民層の把握によって形造られていったことは、研究史上すでに指摘されてきたところであり、この点について私も旧稿においてひとつの分析を試みた¹⁾。

そうしたナチスの農民層把握のきざしをいち早く予見した同時代人の証言として、ここではさしあたって、退役陸軍大佐、ザクセン王公使テアア Albrecht von Thaer の1930年3月13日付シュライヒャー Kurt von Schleicher 宛書簡²⁾における「冷静な、醒めた」³⁾洞察を掲げておこう。

そこでテアアは、はじめに、エルベ川以東で、農業にはじまった危機が工業をも捉え、農村や都市で企業の倒産があいつぎ、失業が増大していることを指摘したのちに、次のように述べている。

「世界経済全体が困難な状態にあるにもかかわらず、こうした破局がわれわれに生じることを避けることはできました。責任ある地位のひとつひとつが前代未聞なほど良心がなく無能であるために、この破局を招いたのです。——農民の息子は誰ももはや父の農地を相続することもできなければ、兄弟姉妹に金を渡

- 1) 大野英二「ドイツ・ファシズムの社会的基盤」『経済論叢』第105巻第4・5・6合併号、1970年、50-78ページを参照されたい。
- 2) Quellen zu Brüning, veröffentlicht von Heinrich Muth, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, Bd. 14, 1963 (Quelle Nr. 1: Albrecht von Thaer, Oberst a. D. und Generalbevollmächtigter des Königs von Sachsen an General von Schleicher, 13. März 1930), S. 224-226.
- 3) シュライヒャーは1930年3月18日付マイスナー Otto Meißner 宛書簡のなかで、まえからテアアを「冷静な、醒めた人物」として知っているからこそ、このテアアの書簡を送達する旨を述べている (Quellen zu Brüning-Quelle Nr. 2: General von Schleicher an Staatssekretär Dr. Meißner, 18. März 1930, S. 226)。

すこともできそうにありません。どの農場主もその土地を維持してゆけると信じていることができないでいます。青少年の前途はまったく絶望的です。かれらは諦めて未来を眺めています。……

事態のこの怖るべき重大さを西部は（これにはベルリンもまたたしかに入っています）総じてまだまったく分かっていません。……

東部のこの『陥没』は、最も極端な政治的展開のためばかりでなく、われわれの東方の隣人たち〔ポーランド人—引用者〕のためにも、絶好の機会であります。

これに対して、ただひとつの手段が残っているだけです。つまり、われわれの内政全体を即時にラディカルに転換させること、なにかんずく、農民が一切の経済と一切の政治の最も重要な基本要因であるという認識に沿って、経済政策の方向を首尾一貫して定めること、これであります。——綠色戦線にたしかに必要な節操をもった知識人がいます。私はまず第1にブランデス Brandes のことを考えます。しかし、かれらのこれまでの活動がまったく成功しなかったことは、いまの体制が、かれらに従う能力がなく、むしろ着手された一切の措置を迂回してサボタージュしていることを示しています。このような事情にあって、極端な方向が強力に展開されることは驚ろくにあたりません。——『ナチス』の蔓延はまったく驚ろくばかりです。すべてのひとびとが、なにかんずく青少年が、しかも、すべてのサークルから、すべての政党から、右翼から、左翼から、また中間からも、ナチスに馳せ参じています。——未来はもうすぐナチスのものです。この時代の困難のなかにおいて、ナチスの攻撃の（あはした！）たくましさやナチスの宣伝の燃えるような活力をひとは時代のためにあてにしなければならないのです。

ここにひとつの兆候があります。ドイツ人民党員で、東部のある大政庁の現役古参の行政長官をしている私のいとこが言っていました。『われわれはすでに12月の州選挙ですべて（マルクス主義者を唯一の例外として）、行政長官からタイピストにいたるまで、もうただ「ナチ」だけに投票したのです。どう

して？ われわれはカオスに絶望し果てたのです。われわれは、数か月でさえこのように続いてゆくことを望まないのです。ナチスの綱領がたとえどんなに混乱していても、ナチスはきっと現在のみじめな国家制度を片付けてくれることでしょう。しかし、いまより悪くなることはあり得ません。あるいは、われわれは再び立ち直るかもしれません』⁴⁾。

ここではまず、世界経済恐慌下におけるドイツ、なかんずく東部ドイツが直面する深刻な危機の中核は農民問題にあり、この解決に焦点を合わせて、内政全体を転換させ、経済政策を操舵してゆくことこそ、政府の基本的課題であることが指示されている。しかも、緑色戦線 *Grüne Front* の活動にもかかわらず、ナチスの運動の蔓延は顕著であり、そうしたナチスの農民層把握の成功は、主にナチスの運動の現状打破の攻撃力や宣伝力にもとづくものとして捉えられている。ナチスはむしろ、ゲスナー *Dieter Geßner* の叙述するように、次第に与党化してゆく緑色戦線と異なって、「その妥協の余地のない農業プロパガンダをもって緑色戦線の大衆基盤を解体」⁵⁾していったのであるが⁶⁾、そのようなナチスの農民層把握の成功の秘密を解くためには、もとより、テーアのいう、ナチスの攻撃のたくましさや宣伝の燃えるような活力もまた軽視し得ないとしても、ナチスの攻撃や宣伝の方向や内容がなによりもまず問題とされねばならないであろう。

そうしたナチスの運動の具体的な形態を捉えるための手がかりとして、小論においては、ナチスの農業綱領、なかんずく、ナチ党史上「特定の職業身分に対する最初にして唯一回の綱領による布告」⁷⁾といわれる、1930年3月6日の「国

4) *Quellen zu Brüning*, S. 224f. 原文のイタリックの箇所は訳文に傍点を付した。

5) *Dieter Geßner, Industrie und Landwirtschaft 1928-1930*, in: *Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik*, hrsg. von Hans Mommsen, Dietmar Petzina, Bernd Weisbrod, Düsseldorf 1974, S. 771.

6) 中村幹雄「ワイマール共和制末期における農民層の政治的動向」『史林』1960年、第3号、56ページ；豊永泰子「緑色戦線とヴァイマル共和制期の農業政策」『史林』1974年、第2号、26-27ページを併せて参照せよ。

7) *Horst Gies, R. Walther Darré und die nationalsozialistische Bauernpolitik in den Jahren 1930 bis 1933* (Inaugural-Dissertation), Frankfurt a. M. 1966, S. 32.

民社会主義ドイツ労働者党の農村住民および農業に対する立場についての党公式声明」(Parteiamtliche Kundgebung über die Stellung der N. S. D. A. P. zum Landvolk und zur Landwirtschaft) にかんして考察を試みてみた⁸⁾。

II

ガーシェンクロン Alexander Gerschenkron は、ナチ党が、1930年の農業綱領の発表を契機に、卓越した宣伝技術や巧妙なスローガンの選択をもって、なかならず、未知数の党としての新鮮さを魅力として、広範な農民大衆の吸引に成功を収めて、1930年9月の国会選挙に大勝利を収めたことに言及しているが、この農業綱領の内容そのものについては、「以前にエンカーやその組織によって繰り返えし主張されていなかったものは、ほとんどなにもなかった」⁹⁾と叙述している。また、メルカー Paul Merker も、「この布告は虚偽と欺瞞の新しい傑作であった」¹⁰⁾と評価したにすぎない。しかし、問題はナチ党農業綱領が内容的に独創性をもっていたのかどうか、あるいはその内容が権力掌握後に実現されたのかどうか、といった点にあるのではない。まさしく、ヴァイマル共和制のはらむ農業＝土地問題が世界経済恐慌下に新たな様相を帯びてくる状況のなかで、ナチ党がどのような方向へ運動を展開しようと志向したのか、

8) ナチ党綱領にかんしては、わが国では戦前に有沢巳巳「ヒットラー運動は何処へゆく」『中央公論』1932年3月号、48-64ページ〔同著『経済政策ノート』学風書院1949年、179-214ページ再録〕において、1920年のナチ党綱領の一部分に対して批判が試みられており、戦後には大野英二「ドイツ資本主義の類型と経済政策の展開」(内田義彦・大野英二・住谷一彦・伊東光晴・平田清明『経済学史』経済学全集3、筑摩書房1970年、第2章「類型」-『国民経済』の歴史と理論〔I〕) 11-157ページ；鹿毛達雄「ナチズムの擡頭」岩波講座『世界歴史』23、岩波書店1971年、479-515ページ；村瀬典雄「ナチスはこうして発展した——農民・中産階級が支持したのはなぜか——」『月刊エコノミスト』1974年7月号、45-53ページ等があるが、栗原優「ナチ党綱領の歴史(上)——暫定綱領から不可変綱領——」『西洋史学』第93号、1974年、1-22ページおよび同「ナチ党綱領の歴史(下)——党綱領と経済界——」『西洋史学』第94号、1974年、1-22ページが包括的な検討を試みている。

9) Alexander Gerschenkron, *Bread and Democracy in Germany*, Berkeley and Los Angeles 1943, p. 146.

10) Paul Merker, *Deutschland-Sein oder Nicht Sein?* I. Band Von Weimar zu Hitler, Mexico 1944, S. 205.

さしあたって、この点のみが問題である。

1930年のナチ党農業綱領は、退役陸軍大佐ヒールル Konstantin Hierl の組織局第2組織部 Organisations-Abteilung II が、国会における党農業専門家ヴァリケンス Werner Willikens およびミュンヘン全国指導部 Reichsleitung in München における党農業専門家ヒムラー Heinrich Himmler の協力を得て、起草したものと目されている¹¹⁾。この農業綱領が発表されて間もなく、5月以降、農業専門家ダレ Richard Walther Darré によるナチ党農政組織 Der agrarpolitische Apparat (=aA) der NSDAP の構築が推進されて¹²⁾、ナチ党は広範な農民層の把握に成功を収め、ギース Horst Gies のいう「農民政党」¹³⁾ (Bauernpartei) へ急旋回を遂げてゆくのであり、農業綱領もこのような運動の指針として理解さるべきであろう。

〔I〕 農業綱領は、はじめに「I. 農村住民および農業のドイツ民族に対する意義」¹⁴⁾において、戦前のドイツが食糧輸入を工業輸出や貿易や外国投資からの収入で支払い得たのに反して、戦後のドイツは食糧輸入を主に外国借款によって支払わなければならないために、国際金融界 Internationale Hochfinanz の債務奴隷制へくみ込まれているという認識を前面に押し出す。国際金融界、つまりユダヤ主義的なインターナショナルイズムが支配するヴェルサイユ体制に編み込まれたものとして、ヴァイマル共和制に対して反ユダヤ主義的な¹⁵⁾ ウル

11) H. Gies, *op. cit.*, S. 32 f. ブロックはこの農業綱領が主にダレによって起草されたものと叙述しているが (Charles Bloch, *Die SA und die Krise des NS-Regimes*, Frankfurt a. M. 1970, S. 25)、ギースによれば、ダレは起草に参加していなかった。しかし、ダレの1930年3月16日付ツィーグラー Dr. Ziegler 宛書簡では、次のように記されている。「特別の関心をもって私は最近『ソエルキッシャーベオプアハター』紙でナチ党の党公式の農業綱領を読みました。私はそれに一語一語賛成です」と (H. Gies, *op. cit.*, S. 35 Anm.)。

12) H. Gies, *op. cit.*, S. 35 ff.

13) *Ibid.*, S. 89.

14) Gottfried Feder, *Das Programm der N. S. D. A. P. und seine weltanschaulichen Grundgedanken*, Nationalsozialistische Bibliothek/Hefr 1, München 1932, S. 6.

15) 反ユダヤ主義の問題については、なかんずく、1873年恐慌にはじまる19世紀末「大不況」期における社会的風潮の変化にともなって高まってくる反ユダヤ主義の潮流と関連させて考察すべきであり、この点にかんしてはまず Hans Rosenberg, *Grosse Depression und Bismarckzeit*, Berlin 1967, S. 88-117 (Moderner Antisemitismus und vorfascistische Strömungen) を参照せよ。

トラ・ナショナルイズムの視点からの批判が出発点をなすものといってよく、この点はアウトルキー論として提示される。

すなわち、この国際金融界への隷属からの解放は、ドイツ民族の食糧自給の達成によってはじめて可能とされることが主張され、いきなり、論理的な媒介なしに、アウトルキー的な体制への志向が提示されて、「国内農業の生産高の向上は、それゆえに、ドイツ民族の死活問題となった」¹⁶⁾と短略されるのである。

さらに、こうした国内農業生産力の向上による農村住民の購買力の拡大は、今後ますます国内市場に依存してゆく工業の販路にとっても決定的に重要となることが指摘されて、農業を礎柱とする国内市場重視の路線が提示されると同時に、農民身分 Bauernstand はそうした農業の担い手であるだけでなく、「民族の優生の主要な担い手、民族の若返りの泉、防衛力の背骨」¹⁷⁾でもあって、この農民身分の維持こそナチスの政策の礎柱をなすことが強調されて、農業綱領がなによりもまず農民綱領であることが謳われている。

【II】次に「2. 現在のドイツ国家における農民身分の軽視と農業の等閑視」¹⁸⁾において、ヴァイマル共和制のもとで、この農民身分が最も脅かされており、農業負債の重圧や農業収益性の破綻は、ユダヤ人の影響下にあるドイツ議会デモクラシーの農業に不利な租税政策や関税政策、主にユダヤ人の手中にある農産物の仲介卸し商の不当な高利潤、たいていはユダヤ人のコンツェルンへ支払われる人工肥料や電力の暴利価格等に、起因するものと叙述される。こうして、農業綱領は農民層のユダヤ人貸付資本 Leihkapital の利子奴隷制への隷属を強調して、反ユダヤ主義の方向を運動の基調に定めている。いうまでもなく、利子奴隷制の打破 Brechung der Zinsknechtschaft は、1920年2月25日にミュンヘンのホーフブロイハウス・フェストザールで発表された「国民社会主義ドイツ労働者党綱領」(Programm der Nationalsozialistischen Deutschen

16) G. Feder, *op. cit.*, S. 7. 原文で gesperrt の箇所は訳文に傍点を付した。以下同じ。

17) *Ibid.*, S. 7.

18) *Ibid.*, S. 7.

Arbeiterpartei) において特に強調されたところであるが¹⁹⁾、いま農民問題との関連で具体化された点で新しい展開といってよい。キューンル Reinhard Kühnl は、こうした反ユダヤ主義の宣伝でもって、小農民の救済への期待と大土地所有者の現状維持の希望が操作され、なかんずく独立の小農民層——ブラッヒャー Karl Dietrich Bracher のいわゆる「都市の小市民層の農村における等価」²⁰⁾——がナチスに捉えられたことを指摘している²¹⁾。

〔Ⅲ〕 さらに、農業綱領は、このようなドイツのシュタートツス・クヴォーに対して、「3. われわれの求める将来のドイツ国においてはドイツの土地法が通用し、ドイツの土地政策が行なわれるべきである」²²⁾の叙述において、9項目の指針を掲げているが、そこには農業綱領の基本的性格を特徴づける項目が含まれているので、ややたちいって検討を加えてみたいと思う。

(1) 第1—5項目においては、ドイツ民族同胞のみがドイツの土地を世襲的に所有することが強調され、民族全体の福祉のための土地利用の義務と結びついた土地所有権の擁護のために、なかんずく自営農業者の土地所有権の保護のために、土地が金融投機の対象や不労所得の源泉とされてはならないこと、一切の土地売買における国家の先買権や私的な金貸しの土地抵当金融の禁止、適切な土地収益税の徴収等が掲げられている。

(2) ところで、農業綱領は、すぐれて農民綱領として提示されているとしても、大土地所有に対して決して敵対的ではなく、この点は経営規模にかんする大中小経営混合論としてあらわされている。

「6. 農業経営の規模にかんしてはなんら図式的な規制をあたえることはできない。

多数の生活力ある中小農民地が人口政策上の観点から特に重要である。

19) *Ibid.*, S. 20.

20) Karl Dietrich Bracher, *Die Auflösung der Weimarer Republik*, 2. Auflage Stuttgart-Düsseldorf 1957, S. 168.

21) Reinhard Kühnl, *Die nationalsozialistische Linke 1925-1930*, Meisenheim am Glan 1966, S. 81.

22) G. Feder, *op. cit.*, S. 8.

それと並んでしかし、大経営もまたその特別の必要な任務を果たしており、中小経営と健全な関係に立つ権利をもつ。」²³⁾

こうして、大土地所有の分割によって農民的利害を伸張する構造変革の方向ではなく、大土地所有の存立、したがって東エルベのエンカー的土地所有の存立もまた容認する土地所有関係の現状維持の方向が再確認された。

このような大中小経営混合論は、1920年のナチ党の綱領の註解と目され、1923年秋、ヒトラー一擲の直前にフェーダー **Gottfried Feder** によって執筆された「国民社会主義ドイツ労働者党の国家および経済綱領」(Das Staats- und Wirtschaftsprogramm der Nationalsozialistischen Deutschen Arbeiterpartei) においてすでに提示されていた。そこでは経済政策の原則として、「8. 国民社会主義は原則として私有財産を承認し、これを国家の保護のもとにおく」²⁴⁾と叙述され、私有財産を否定する立場をとらないことが闡明にされるとともに、「12. 小=中および大経営の健全な混合が、経済生活のすべての領域で、したがって農業においても、維持される」²⁵⁾と叙述されている。

この大中小経営混合論が農業綱領で再確認されたことは、キューンルが指摘するように、農業危機が全般的恐慌と絡み合うさなかに、ナチ左派が要求してきた中小農民のための大土地所有の取用の機会が訪れたにもかかわらず、すでにナチ党指導部が大農場主のサークルと強く結びついていたという事情にもとづくものであった、とさしあたって理解しておいてもよいであろう²⁶⁾。

(3) こうして、ヴァイマル共和制末期に経済政策上の主要な争点のひとつとなった大土地所有の取用の問題にかんして、農業綱領の規定もこの大中小経営混合論によって制約されていることは看過され得ない。

土地取用の問題は、ナチ党の運動において、かなりの変遷を示しているので、

23) *Ibid.*, S. 9.

24) *Ibid.*, S. 35. なお、この点に関連して、栗原優「ナチ党綱領の歴史(上)」前掲、9-11ページにおけるいわゆるフェーダー綱領にかんする叙述を参照せよ。

25) G. Feder, *op. cit.*, S. 35.

26) R. Kühnl, *op. cit.*, S. 211.

まず、この点の考察からはじめよう。周知のように、1920年のナチ党綱領第17条は土地改革を謳い、「われわれは、国民の要求に適合した土地改革、公益を目的とする土地の無償収用のための法律の制定を要求する。地代の撤廃と一切の土地投機の防止」²⁷⁾と叙述していた。キューンルが、1920年のナチ党綱領は生産手段についても私有財産を前提としており、ただ中間層のために若干の修正を認めるにすぎず、第17条もこの枠を破るものではない、という理解を示すばあい²⁸⁾、そうした理解はナチ党の実体としては正鵠を射ているとしても、綱領の表現には別個の解釈を許す余地があったからこそ、上述のフェーダーの1923年のナチ党綱領註解において私有財産の原則的承認が明示されたのであろうし、また、1928年4月13日付で、ナチ党綱領第17条に対してヒトラー Adolf Hitler の次の「声明」(Erklärung) が改めて発表されたものといわなければならない。

「われわれの敵の側からのナチ党綱領第17条の虚偽の解釈に対して次の確認が必要である。

ナチ党は私有財産の基礎に立脚しているので、おのずから明らかなように、『無償収用』の個所は非合法に取得されたり、民族の福祉の観点に沿って管理されていない土地を、必要があれば、収用する法律の制定を指しているにすぎない。したがって、これはなによりもまずユダヤ人の土地投機会社に向けられている。」²⁹⁾

フェーダーが叙述しているように、1928年5月の国会選挙にさいして、ナチ党綱領第17条は、農村同盟 Landbund や農民党 Bauernpartei やドイツ国家人民党 Deutschnationalen によって攻撃の素材とされたのであったが³⁰⁾、この「声明」をめぐって異なった角度から照明があたえられている。

(a) キューンルは、この「声明」はなによりもまず、ヒトラーら党指導部の

27) G. Feder, *op. cit.*, S. 20 f.

28) R. Kühnl, *op. cit.*, S. 64.

29) G. Feder, *op. cit.*, S. 21.

30) *Ibid.*, S. 5.

シュトラッサー兄弟 Gregor u. Otto Straßer らナチ左派の危険な解釈を阻止しようとする努力と理解する³¹⁾。

1925年9月10日の北＝西部ドイツ大管区共同体 Arbeitsgemeinschaft der nord-und westdeutschen Gaue の結成を契機に、ミュンヘンの党指導部に対し相対的に独自に行動するグレゴール・シュトラッサーらのナチ左派の形成をみたが、1925/26年のシュトラッサー綱領といわれる「国民的社會主義の包括的綱領の起草草案」³²⁾ (Dispositionsentwurf eines umfassenden Programm des nationalen Sozialismus) は、ナチ左派の構想の体系的な表現であった。そのIV. 經濟政策—A. 農業政策の項目においては、土地所有の限度は1000モルゲン〔250ヘクタール〕(土質I)の農場規模までに制限され、1000モルゲンを超える大農場は、予めドイツ国籍の農場労働者に各2モルゲン授けられたのちに、50ないし200モルゲン〔12.5ないし50ヘクタール〕の農民農場へ分割されて、新設の農民農場は世襲借地として国から貸与されること、また、国有地は分割から除外され、模範農場として整備されて、農業會議所の監督下に管理されることが指示されている³³⁾。そこには大土地所有の分割にもとづく農民的土地所有の拡大という土地分割の要求が明確に打ち出されている。キューンルは、ナチ左派がこうした土地改革の要求を固執し続けたために、党指導部はその社会的上層階級との提携の路線に沿って、大土地所有に対する攻撃を回避すべく、「声明」を発表したものと捉えるのである³⁴⁾。ブロックもまた、ナチ左派の社会的要求に対して資金供給者を安心させるために「声明」が発表されたものと叙述している³⁵⁾。

(b) これに反して、ギースは、ナチ党綱領第17条の私有財産に敵対的な態度

31) R. Kühnl, *op. cit.*, S. 80.

32) Vgl. Zur Programmatik der nationalsozialistischen Linken: Das Strasser-Programm von 1925/26 (R. Kühnl), in: *Vierteljahreshefte für Zeitgeschichte*, 14. Jahrgang 1966 3. Heft, S. 324 ff. シュトラッサー綱領草案は、グレゴール・シュトラッサーの構想が軸となっており、その經濟や金融の細目にわたる内容からみて、主に經濟學者オットー・シュトラッサーが作成したものと、キューンルは推定している (*Ibid.*, S. 320f.)。

33) *Ibid.*, S. 327.

34) R. Kühnl, *op. cit.*, S. 80.

35) C. Bloch, *op. cit.*, S. 25.

によって、ナチ党が農村に根を下ろすことが妨げられたために、農村における政敵の第17条にかかわる宣伝を無効にすべく、「声明」が発表されたものと理解する。農業危機が歴然となり、国会選挙も間近かとなってきたため、党指導部が農村選挙人の貯水池をも政治的計算へくみ入れた最初の兆候が「声明」であったと主張されている³⁶⁾。ヴィンクラー Heinrich August Winkler もまた、ヒトラーが第17条に新解釈をあたえたときに、ナチズムの修正主義 *Der nationalsozialistische Revisionismus* は頂点に達したのであり、「この綱領上の声明の直接の名宛人は、1927年以来農業危機の継続のもとに苦しんでいた農民であった」³⁷⁾と叙述している。

このように、キューンホルとギースやヴィンクラーの間に視点の差異が認められ、ナチ左派の分析を主題とするキューンホルにあっては、ナチ左派の運動が直面した北東ドイツの大土地所有に対する土地改革の問題に関心の焦点が定められたのに反して、ナチ党の農民政策を分析するギースや、ナチ党の社会的基盤を問題とするヴィンクラーにあっては、シュレスヴィッヒニホルシュタインをはじめ農民層が支配的な地域におけるナチ党の運動に照明が当てられているといってよい。しかし、ナチ党指導部がナチ左派をおさえて1928年4月13日の「声明」を発表したにせよ、この「声明」を農業危機のさなかに農民層の把握へ進出してゆこうとするナチ党の志向をあらわす指標として捉えるギースとヴィンクラーの理解がナチ党の運動の現実の方向をさし示すものであった。

ナチ党のこの農民層把握の志向は、さらに、農業綱領によって具体化されるのであるが、土地収用の問題についても有償収用と無償収用との2形態のもとにヨリ具体的に提示される。

「8. 国家は適当な補償をあたえて次の土地を収用する権利をもつ。

36) H. Gies, *op. cit.*, S. 25 u. 28.

37) Heinrich August Winkler, *Mittelstandsbewegung oder Volkspartei? Zur sozialen Basis der NSDAP*, Referatmanuskript (30. Versammlung Deutscher Historiker in Braunschweig, Oktober 1974; Sektion 5 *Zur Sozialgeschichte des Faschismus: Deutschland und Italien im Vergleich*), S. 5.

- (a) ドイツ民族同胞の所有でない土地。
- (b) 所轄の職業身分裁判所の判決によれば、所有者の無責任な乱脈経営のために民族の扶養に役立っていない土地。
- (c) 所有者によって自営されていない大土地所有のうち、自由な農民層の植民 *Ansiedlung* の目的にあてられる部分。
- (d) 民族全体のために特別の國家目的（たとえば、交通施設、国土防衛）に必要とされる土地。

（ドイツ法の意味において）非合法に取得された土地は無償で収用される³⁸⁾。

有償収用の(a)および無償収用の規定は反ユダヤ主義を中核とする社会的ショーヴィニズムにつながる可能性をもち、有償収用の(b)および(c)の規定は經營的に破綻した土地所有や寄生的な大土地所有の収用にもとづく農民的土地所有の拡大を謳うものといつてよく、いずれも、すぐれて農民的な利害関心に訴えようとする基調をもっていた。しかし、この第8項目も、上述したように、第6項目の大中小經營混合論によって制約されて大土地所有の分割にかんしては微温的なものにとどまることが示唆されている。

(1) ともあれ、1930年のナチ党農業綱領においては、1920年のナチ党綱領に見出された土地改革 *Bodenreform* の用語は消失しており、基本的には、ラディカルな反ユダヤ主義と微温的な土地所有関係の改革とを結びつけて、農民的な利害関心に訴えようとする志向が見出されるのであるが、土地収用の問題と関連して、植民 *Siedlung* の問題もまた展開されており、この第9項目には農業綱領に独自の視点が含まれている。

「9. 自由に処理され得るようになった土地の計画的な——人口政策上の大きな観点にしたがって行なわれる——植民 *Besiedlung* は國家の任務である。

土地は入植者に世襲借地 *Erblehen* として、存立能力ある經營を可能にする創設条件で割り当てられるべきである。

応募者の選抜は、入植者の國家市民的、職業的資格の吟味によって行なわれ

38) G. Feder, *op. cit.*, S. 9.

る。農業者の相続権のない息子（第7項目³⁹⁾をみよ）は特別に配慮される。

な・か・ん・ず・く・重・要・な・の・は・東・部・に・お・け・る・辺・境・植・民・Grenzland=Siedlungである。これはしかしただたんに農民経営の創出だけでは十分に解決されないで、工業経営の再編成 *Neugruppierung der Industriebetriebe* と結びついた、購買力ある農村都市の発展と関連をもってはじめて解決される。こうしてはじめて、新設の中小農民経営を存立能力あるものとする販売可能性が創り出される。

増大するドイツ民族のために大規模に扶養=および植民圏を創出することは、ドイツの対外政策の課題である。」⁴⁰⁾

ここでは、農業危機の進展するなかで、植民、な・か・ん・ず・く・東・部・植・民 *Ostsiedlung* によってエルベ川以東の土地所有関係を改革し、ひいては産業構造の改造を志向する潮流の高まりに対応して⁴¹⁾、東部・辺境植民が重視されているが、

39) 第7項目には「土地所有の細分化と経営の負債負担を避けるように、土地相続権は単独相続権によって規制されるべきである」と叙述されている (G. Feder, *op. cit.*, S. 9).

40) G. Feder, *op. cit.*, S. 10.

41) 第1次世界大戦後、ポーランドの土地改革をはじめ東欧諸国の土地改革が展開され、そうした新たな国際的環境のなかで東部植民が焦眉の問題となっている点について、プロイセンの植民専門家ボンフィック Pontick は、1927年1月1日付の『ベルリン取引所新聞』(Berliner Börsenzeitung) 新年号において次のように述べた。「東エルベは、いま、いわばヨーロッパ大陸唯一の非農民的な地方である。大経営の格別の政治的および経済的功績をどんなに重視しても——大経営を余すところなく除去することは愚行であろうが——われわれが生き永らえようと欲するならば、われわれの農民的基礎を急速に万難を排して強化することが肝要である」と (Wilhelm Friedrich Boyens, *Die Geschichte der ländlichen Siedlung*, Bd. I, Berlin-Bonn 1950, S. 402)。1925年のポーランドの土地改革法は10年間にわたって年々20万ヘクタール、合計200万ヘクタールの総土地面積について土地分割の実施を規定しており、「東欧の農業構造のこうした変更とあいまって、土地所有権にかんする見解の変化が静かに歩み寄ってきた」と指摘されている点に注目すべきであろう (Friedrich Martin Fiederlein, *Der deutsche Osten und die Regierungen Brüning, Papen, Schleicher*, Inaugural-Dissertation Würzburg 1966, S. 271. なお、田辺勝正「戦後欧州に於ける土地制度改革史論」協調会1935年、256ページ以下を参照せよ)。

ドイツ社会民主党は、1927年のキール党大会でバーデ Fritz Baade とクリューガー Hans Krüger が起草した農業綱領を採択し、その要求の第1位に土地配分と内地植民政策を掲げて、計画的土地改革の実施を謳っていた。そこでは、世襲財産 Fideikommisse および類似の土地集積の事実上の除去、国民経済的に適正な経営規模——ドイツの東部 (プロイセン東部およびザクセン州) では約750ヘクタール——を超える土地所有の部分は国または州の公有へ有償での割譲、100ヘクタール以上の山林所有の有償取用、取用された土地へ新規農業植民 *Landwirtschaftliche Neusiedlung*、隣接小農地拡張植民 *Anliegersiedlung*、菜園地植民 *Gartensiedlung* 等の多様な形態の植民が掲げられていた (Vgl. Hans Krüger und Fritz Baade, *Sozialdemokratische Agrarpolitik*, Berlin o. J. [1928], S. 18, 39, 40-42)。

大土地所有の分割に消極的な姿勢を基調とするゆえに、土地収用の規模もおのずから制限されたものとならざるを得ず、したがって東部植民の規模もさしたるものとはなり得ない。こうして、農業綱領の植民政策は、内地植民として成功する前提条件を欠落しているため、外国植民 *Auslandssiedlung* を志向し、シュイネマン *Walther Scheunemann* が指摘したように、全国農村同盟 *Reichslandbund* の政策へ旋回することになる⁴²⁾。

しかし、この農業綱領において、東部植民について、たんなる農民植民だけではなく、工業経営の再編成をともなった産業構造の改造を推進して、新設中小農民経営の再生産を可能とする市場的条件を整理することが志向されている点は、バトッキー *Adolf von Batocki* の東部ドイツ産業構造の改造構想を想起させる。バトッキーは、「大経営の入植者村落への分割が農業における営業機会を若干——たとえひとがしばしば想定するほど多くではなくとも——増加させ得る」⁴³⁾ことを認めて、東部における土地分割をともなう農民植民の推進を肯定するが、それよりもむしろ、「東部におけるより広範な工業上の営業機会を創り出すこと」⁴⁴⁾が決定的に重要である、と主張していた。つまり、バトッキーは、「農業州における工業経営の創出」⁴⁵⁾——いわゆる「工業植民」⁴⁶⁾ (*In-*

ドイツ民主党も1927年の農民綱領において、新規植民 *Neusiedlung* や隣接小農地拡張植民による農民身分の拡大や農業労働者の小農民への上昇を推進することを要求し、すくなくとも、1919年8月11日のドイツ国植民法 *Reichssiedlungsgesetz* によって提示された課題。つまり、大農場および国有地の土地の3分の1の農民地への再転化ならびに適当な沼地や荒地の開墾と植民を、早急に完遂することが焦眉の問題であることを指示している (*Rudolf Lantzsck, Die Agrarpolitik der Deutschen Demokratischen Partei*, Berlin 1928, S. 55 f.)。

42) *Walther Scheunemann, Der Nationalsozialismus. Quellenkritische Studien seiner Staats- und Wirtschaftsauffassung*, Berlin 1931, S. 105.

43) *Adolf von Batocki, Die Industriearmut des deutschen Ostens und ihre Folgen für die Siedlung*, in: *Siedlung und Wirtschaft*, Jahrgang 13, 1932, S. 250.

44) *Ibid.*, S. 250. 原文の *gesperrt* の叙述を訳文では傍点であらわした。

45) *Adolf von Batocki und Gerhard Schack, Bevölkerung und Wirtschaft in Ostpreußen*, Jena 1929, S. 170. なお、関口尚志「ドイツ革命とファッズム」『経済学論集』第34巻第2号、1968年、51-52ページおよび同「ヴァイマル=ナチス期の『地域開発』構想」、大野英二・住谷一彦・諸田実編『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣1972年、410-414ページを参照せよ。

46) *F. M. Fiederlein, op. cit.*, S. 283; Vgl. *Gerhard Schulz, Staatliche Stützungsmaßnahmen in den deutschen Ostgebieten*, in: *Staat, Wirtschaft und Politik in der Weimarer Republik*, Festschrift für Heinrich Brüning, hrsg. von F. A. Hermens und Theodor Schieder, Berlin 1967, S. 168 f.

dustriesiedlung), ヨリ正確に表現すれば手工業者植民⁴⁷⁾——によって, 農業就労機会と並行して工業就労機会を計画的に拡大してゆき, こうして生み出される均衡のとれた産業構造を土台としてはじめて東部辺境の経済的=文化的発展が可能となると主張したのである。このような時論がひとつの有力な政策的構想として存在し, ナチ党農業綱領はこうした潮流を汲み取ったものと推定され得る。

ともあれ, ナチ党農業綱領が東部辺境植民の成功を保証する条件として掲げる「工業経営の再編成と結びついた, 購買力ある農村都市の発展」⁴⁸⁾も, 大土地所有の支配する東部における土地所有関係の変革とあいまって植民が行なわれない限り, 実現され得ないものであった⁴⁹⁾。

当時ひとはしばしば, 大土地所有が存続し, 広範な農民的中間層が欠如したこともとづいていた東エルベの偏倚した産業構造に対して, 農村のなかに繁栄する工業を發展させたヴェルテンベルクの産業構造を対比した⁵⁰⁾。ディートリヒ Hermann Dietrich も, 農村や小都市の静謐な世界を維持した, 均衡のとれた社会秩序の表象がヴェルテンベルクの社会経済構造のうちに実現されているものと考えて, これをドイツ全体へ移すことを望んだ⁵¹⁾。しかし, ここに提示される東エルベとヴェルテンベルクという問題を解決する前提条件も, やはり, エルベ川以東の土地所有関係の変革であった⁵²⁾。

47) Vgl. A. v. Batocki, *op. cit.*, S. 251.

48) G. Feder, *op. cit.*, S. 10. 傍点は引用者。

49) Vgl. W. Scheunemann, *op. cit.*, S. 106.

50) F. M. Fiederlein, *op. cit.*, S. 272 f.

51) *Idid.*, S. 298.

52) ヴァイマル共和制下の東エルベのユンカー的土地所有の解体傾向と内地植民政策との関連について, 北条功「ワイマル期のドイツにおける国内植民」川島武宣・松田智雄編『国民経済の諸類型』岩波書店1968年, 537-567ページを参照せよ。なお, そのばあい, ドイツ社会民主党が1918年11月13日のプロイセン政府布告にもとづいて要求してきた領地区域 Gutsbezirke の解体が1927年12月27日の法律にもとづいて実施されることになった点に注目すべきであろう (Vgl. „Die Gutsbezirke verschwinden! Ein Erfolg der preussischen Regierung-Zusammenbruch der Obstruktion der Rechten im Landtag.“, in: *Vorwärts* vom 13. Dezember 1927). この領地区域の解体の歴史的意義の評価については Hans Rosenberg, *Die Pseudodemokratisierung der Rittergutsbesitzerklasse*, in: H. Rosenberg, *Probleme der deutschen Sozialgeschichte*,

〔IV〕農業綱領は、続いて、「4. 農民身分は経済的ならびに文化的に向上させられるべきである」⁵³⁾の叙述において、国家の課題は以下の4項目の実現にあると主張する。

(1) 減税その他の特別措置による農村住民の窮状の緩和。農業負債の進行に歯止めをかけるために、戦前水準への利子率の法律による引き下げや高利に対する仮借のない干渉。

(2) 関税、輸入の国家統制および目的意識的な国民的育成による国内農業生産の保護。農産物の価格形成の取引所投機からの遮断と卸し商による農業者の搾取の禁止。農業協同組合による農産物卸売りの引き受けの国家的促進。農業の職業身分的組織による農業の生産費の引き下げと生産の向上、なかんずく、国家干渉による人工肥料および電力の低廉化。

(3) 農業労働者の職業グループの、社会的に公正な労働契約による、農民的職業協同体への編入。勤勉な農業労働者の入植者への上昇可能性の付与。農業全体の状態の改善にともなう、農業労働者の居住事情と賃金の改善。国内農業労働者の状態の改善と離村の阻止により、外国人農業労働者の招致は不要となり、将来は禁止されること。

(4) 専門教育の国家的ならびに職業身分的促進と農民的文化の復活⁵⁴⁾。

ここで、農業協同組合についても言及され、その機能を国家的に促進することが指示されているとしても、重点はあくまで農業の職業身分的組織の役割におかれている。ダレが1931年10月に「協同組合の征服を統一的プランにしたがって試みる」⁵⁵⁾ことができなことを嘆いたといわれるように、ナチ党農業綱

Frankfurt a. M. 1969, S. 19 の見解が傾聴に値するようと思われる（大野英二「ドイツ資本主義の歴史的段階」『土地制度史学』第46号、1970年、53-54ページを参照されたい）。ヴェルテンベルクの産業構造については、松田智雄『ドイツ資本主義の基礎研究——ヴェルテンベルク王国の産業発展——』岩波書店1967年、187ページ以下を参照せよ。

53) G. Feder, *op. cit.*, S. 10.

54) *Ibid.*, S. 10 f. 綱領の叙述の要約において、傍点を付した箇所は原文の *gesperret* による強調にしたがった。

55) H. Gies, *op. cit.*, S. 139. 傍点は引用者。

領における農業協同組合の軽視は、農村同盟とは異なって農業協同組合が1933年までナチ党農政組織の直接的ないし間接的支配から免れていたこと⁵⁶⁾と無関係ではないように思われる。

ところで、農業綱領はここではじめて、農業労働者の問題を取り上げて、これを農民的職業協同体 *Bäuerliche Berufsgemeinschaft* へ編み込もうとし、また、農業労働者の入植による小農民への上昇の可能性を強調する点は、農業綱領の農民層分解の下層部分に訴えようとする姿勢を示すものとして注目されてよい。

[V] さいごに、農業綱領は、「5. 職業身分的経済組織は農民身分を根本的に救済し得るものでなく、ただナチ党の政治的ドイツ解放運動のみがこれをなし得る」⁵⁷⁾と主張して、職業身分的組織は将来の国家において重要な経済的課題を果たし得るし、この意味では今日すでに準備的作業を行ない得るとしても、政治的解放闘争は個々の職業身分の観点からではなく、全民族の観点から遂行されねばならないと叙述する⁵⁸⁾。

III

1929年恐慌にはじまる「大不況」は、その底流をなした農業危機と絡み合っており、11月革命当時と対比されるような動乱期を招来し、しかも、11月革命当時とは異なって「中間的社会層の総体」⁵⁹⁾が変革的な運動によって捉えられた点に、この転換期に特徴的な事象が見出される。

この転回点にさいして、経済政策の選択は決定的な重要性をもち、2つの主要な争点が形造られてきた。そのひとつは、いうまでもなく、不況対策であり、なかんずく、1931年1月末に約490万人、1932年1月末に約640万人に達した失

56) *Ibid.*, S. 139.

57) G. Feder, *op. cit.*, S. 11.

58) *Ibid.*, S. 12.

59) F. M. Fiederlein, *op. cit.*, S. 145.

業問題⁶⁰⁾を打開する労働振興政策 *Arbeitsbeschaffungspolitik* であり⁶¹⁾、いまひとつは、農業危機の中心地となった東エルベにおける東部救済 *Osthilfe* と東部植民 *Ostsiedlung* であり⁶²⁾、しかも、世界経済恐慌の展開過程でこの2つの争点が密接に絡み合っていた点に注目すべきである。

蔵相ディートリヒは、1931年8月11日に国会における憲法式典演説で、失業問題解決案として10万戸の都市近郊小植民 *Vorstädtliche Kleinsiedlung* の構想を提示しており⁶³⁾、東部救済全国委員 *Reichskommissar für Osthilfe* シュランゲニッシューニンゲン *Hans Schlange-Schöningen* も、1932年の新年のための新聞記者会見で、数百万の失業者に就労機会を回復することが来年度の運命の問題として、荒廃した整理不能の東部の農場へ「新しい経済形態を引き入れる」⁶⁴⁾東部植民によってこの焦眉の課題を解決しようとした。このような東部植民と労働振興との総合の構想は、当時の中間層の市民層の間に広範に拡がっていた確信を反映したものであった⁶⁵⁾。

60) *Deutsche Wirtschaftskunde*, bearbeitet im Statistischen Reichsamt, Berlin 1933, S. 295.

61) 大島通義「雇用創出政策の成立」『三田学会雑誌』第67巻第2・3号, 1974年, 15-44ページを参照せよ。

62) 木谷勤「ブリューニクの内植民政策とその失脚」(→), 『史学雑誌』第75編第12号, 1966年, 1-21ページおよび第76編第1号, 1967年, 35-61ページ, 原田溥「ワイマール・ドイツ資本主義の農業政策と東部援助問題」『唯物史観』第3号, 1966年, 180-200ページをさしあたって参照せよ。

63) ディートリヒの構想では、各入植者保有地は、一定の規格で建築される主に木造の住居と2-4モルゲンの土地から成っていて、入植者としては、入植地の建設に協働する意志のある適当な失業者が想定されており、都市周辺の農場が植民にあてられる。公有地のばあいには、所有関係は現状のままに維持されて、その取得のために費用はかからないので、計画は材料費として1戸当り約2,000マルク、したがって10万戸の計画全体について約2億マルクを計上した。ディートリヒはベルリン、ルール地方およびザクセンの工業中心地の周辺においてこの都市近郊小植民を実施することを予定した (F. M. Fiederlein, *op. cit.*, S. 306f.)。

64) F. M. Fiederlein, *op. cit.*, S. 314.

65) *Ibid.*, S. 314. もとより、東部植民と労働振興との総合の構想といっても一義的に明確なものではなく、なかんずく、東部植民をどのように推進するかをめぐって多様な形態が存在し得たが、この構想の基礎には総じて当面する失業を構造的失業 *Strukturelle Arbeitslosigkeit* として捉える視点が伏在していた (Vgl. F. M. Fiederlein, *op. cit.*, S. 294). つまり、世界経済恐慌は第1次世界大戦の生み落した世界経済の構造変動にもとづくものであって、この構造変動を主要因とする構造的失業に直面しているものと理解されたのであり、こうした性格の失業を植民、なかんずく、東部植民によって解決することが志向されたのであった。このばあい、世界経済の構

このような状況のなかで、ナチ党は、従来の利了奴隷制の打破に代って労働振興計画を前面に押し出し、この不況対策を農本主義的な地域開発と連結させて、Uターンをもたらし構想を提示した。ナチスの農業綱領もまたこうした構想と関連して新たな展開をあたえられることになる。

この新しい路線は、グレゴール・シュトラッサーの1932年5月10日の国会演説で提示されたが⁶⁶⁾、同年7月31日の国会選挙に向けて発表された「ナチ党経済緊急綱領」(Wirtschaftliches Sofortprogramm der N. S. D. A. P.)においてたちいって展開された。

この緊急綱領の扉には、その内容がナチ党員の一切の言論活動の規準となることを述べるナチ党全国組織局長グレゴール・シュトラッサーの注意が記されている⁶⁷⁾。クロル Gerhard Kroll はこの緊急綱領をシュトラッサー綱領と称

造変動や構造的失業をどう捉えるかについてたちいって検討する必要がある。世界経済恐慌の分析視点如何が問われねばならないが、世界経済恐慌をたんなる一時的な経済の攪乱の所産として捉える視点から、失業問題を植民、なかんずく、東部植民によって解決しようとする構想に対して、レプケ Wilhelm Röpké やバーデは否定的な評価を提示した(F. M. Fiederlein, *op. cit.*, S. 300f.)。たとえば、バーデの植民問題の経済分析によれば、次のようである。

植民は長期投資であって、そこで生産される農産物が販売されなければならない。しかし、ドイツは家畜や肉や穀物ではほぼ100%の食糧自給に近づいているから、農産物の価格形成に対する決定的要因は消費者大衆の購買力である。この購買力は経済恐慌が克服されるならば高まるであろうが、所得のうち食糧への支出の割合は相対的に低下してゆくであろう。したがって、食糧生産に携わる人口の割合も递减してゆくはずである。しかも、経済恐慌が克服されて、労働市場の状態が回復すれば、農業労働者のみでなく農民の家族も離村に捉えられるであろう、と(Fritz Baade, *Die Zukunft der landwirtschaftlichen Siedlung*, in: *Die Gesellschaft*, IX, Jahrgang Nr. 6, 1932, S. 489-501)。こうして、「農業危機がたまたま途方もない全般的恐慌や数百万人の大量失業と重なり合わなかったとすれば、植民にかんする決定はまったく一義的に否定的な結果に終るに相違ないであろう」と主張して(F. Baade, *op. cit.*, S. 503)、バーデは経済的視点から植民を拒否し、これをただ社会的ならびに心理的な緩和手段としてのみ容認したにすぎない。

他面で、全国農村同盟に代表される大土地所有者は、東部救済を要請したが、部分的であっても土地改革につながる可能性のある東部植民を拒否する立場から、東部植民と労働振興との総合の構想に対して否定的な態度をとった(Vgl. F. M. Fiederlein, *op. cit.*, S. 304)。

問題は、1929年恐慌にはじまる「大不況」をどのように克服するかという問題が、農業危機の鋭化するさなかに改めて解決を迫った農業＝土地問題と絡み合っていた点にあり、たんなる景気対策の問題として捉えられてはならない。

66) *Arbeit und Brot!* Reichstagsrede des nat.-soz. Abg. Gregor Straßer am 10. Mai 1932, Kampfschrift Heft 12, München 1932, 31 S. 大野英二「ヒルファーディングとシュトラッサー」『経済論壇』第105巻第1・2・3合併号、1970年、90-95ページを参照されたい。

67) *Wirtschaftliches Sofortprogramm der N. S. D. A. P.*, ausgearbeitet von der Hauptabteilung IV (Wirtschaft) der Reichsorganisationsleitung der N. S. D. A. P., Kampfschrift 16, München 1932, S. 2.

し⁶⁸⁾、私もそのように叙述したことがあるが⁶⁹⁾、緊急綱領はむしろその扉の下段に責任者として明記されているレントルン *Adrian von Renteln* の起草にかかわるものとする推定⁷⁰⁾が妥当であるように思われる。

緊急綱領は、「失業は困窮をもたらし、労働はパンを産み出す」⁷¹⁾の言葉からはじまり、ドイツが直面する「失業や困窮や赤字経済は、完全な方向転換 *Umkehr* が行なわれぬ限り、ますます悪化し、一般的状態はますます絶望的になるに相違なく、ただ計画的な労働振興のみが方向転換をもたらし得る」⁷²⁾と叙述して、労働振興政策を主軸にすえる。

この労働振興に必要な生産手段をドイツは所持しており、むしろ現在の経済の病根は生産手段の未利用にあり、ドイツ民族の生活必需品さえ充足されていない現状にあって、過剰生産について論じ得られないことが主張されたうえで、労働振興によって拡大される生産は、国内市場に販路を見出すべきであり、そのためには、従来の輸出市場重視の経済政策から国内市場重視の経済政策への転換がなされるべきことが強調される。

「従来の経済政策はなにかんずくドイツの輸出を上昇させようとして、世界市場でのわれわれの競争能力のためにドイツの国内市場を破壊した（賃金への圧迫、外国競争に対する国内生産の不十分な保護）。この経済政策は完全に挫折した。あらゆる努力にもかかわらず、ドイツの輸出は、1927年平均毎月12億マルクから1932年はじめの5か月平均5億690万マルクへ低下した。こうして支配体制はドイツの国内市場を破壊して、同時に世界市場での販売を失なった。」⁷³⁾

68) Vgl. Gerhard Kroll, *Von der Weltwirtschaftskrise zur Staatskonjunktur*, Berlin 1958, S. 426 ff. クロルは、グレゴール・シュトラッサーがフリートレンダー＝プレヒトル Robert Friedlaender-Prechtl の労働振興政策の構想から影響をうけたものと、推定している。

69) 大野英二『経済学史』所収前掲論文, 154-157ページ。

70) Vgl. Gerhard Schulz, *Die Anfänge des totalitären Maßnahmenstaates*, in: Karl Dietrich Bracher · Wolfgang Sauer · Gerhard Schulz, *Die nationalsozialistische Machtergreifung, Studien zur Errichtung des totalitären Herrschaftssystems in Deutschland 1933/34*, Köln und Opladen 1962, S. 401 Anm. 栗原優「ナチ党綱領の歴史(下)」前掲, 12-13ページ。

71) *Wirtschaftliches Sofortprogramm der N. S. D. A. P.*, S. 6.

72) *Ibid.*, S. 7. 原文ゴジックの箇所は訳文に傍点を付した。以下同じ。

73) *Ibid.*, S. 8f.

ここには、クrollによって、「国民経済的にみて国民社会主義は自由主義からの完全な方向転換を行なつたし、その経済観は基本的にはむしろ重商主義的であつた」⁷⁴⁾と指摘されるような、ナチ重商主義とも呼ばるべき国内市場重視の路線が提示されている。

このように、国内市場へ転換するばあい、まず、農業生産を向上させて食糧自給を達成し、さらに、大衆購買力の拡大、なかんずく各ドイツ人の労働権が保証されて、その仕事に相応した、暮らしの立つだけの賃金支払いがなされる必要がある、と主張されている。ギースがナチスは食糧自給に万能薬を見出したと批判するような⁷⁵⁾、農本主義的なアウトタルキーへの志向がそこに認められるが、このような農村市場の開発を雇用創出や高賃金経済と結びつけて国内市場の拡大をもたらすことを謳う路線は、いわゆる「体制」——ヴァイマル共和制——批判としては一定の機能を果たし得たであろう。

ところで、農業生産の向上は、大経営の拡大によってではなく、独立の中小農民層の強化と増加によってはじめて達成されるものとして、中小農民層重視の路線が明示される。さらに、これと関連して、農業生産の向上の一翼を担うと同時に、労働者層の小市民化を推進するために、労働者層が都市周辺に自己所有住宅 *Eigenheim* を取得する労働者植民 *Arbeitersiedlung* による田園都市計画が提示されている⁷⁶⁾。

こうして、いま、国家によって大規模に推進されるべき労働振興計画の対象となる領域としては、なによりもまず、「土地改良事業 *Landeskulturarbeiten* によるドイツの土地の収獲力の増進。創造的民族の脱プロレタリア化のために労働者の自己所有住宅入植地 *Eigenheimsiedlungen* の建設、工業における労働者の購買力の強化および労働時間の短縮の実現。国内経済上の交易や東部植民や大都市の分散を支援するために、交通路や運河等の建設。自由経済の鼓舞の

74) G. Kroll, *op. cit.*, S. 456.

75) H. Gies, *op. cit.*, S. 58.

76) *Wirtschaftliches Sofortprogramm der N. S. D. A. P.*, S. 9.

ために生産の一般的な金融⁷⁷⁾、以上が列挙される。

最も重視された土地改良事業の内容としては、(a) 排水の必要な面積850万ヘクタール、(b) 泥灰土を入れて改良を必要とする草原や牧場200万ヘクタール、(c) 開墾し得る沼地面積190万ヘクタール、(d) 開墾し得る荒地面積60万ヘクタール、(e) 耕地整理により改良を必要とする面積500万ヘクタール、(f) 河川改修、ダムおよび築堤によって獲得される面積、不詳等が掲げられている。また、労働者植民については、各自己所有住宅に約1モルゲン(4分の1ヘクタール)の菜園地が付属し、入植労働者は国家から40%の補助金を得て、年間40万戸の建設が計上されていた⁷⁸⁾。

また、このような国家の労働振興計画の金融にかんしては、さしあたって、失業保険や社会扶助の支出が減少し、租税収入や社会保険の分担金収入が増大するために、この支出減と収入増によって総経費のうちすくなくとも50%は調達され、さらに、土地改良を遂行し、自己所有住宅を取得しようとするひとの自己資金によって総経費の20—30%が負担されるものとみなされていて、残余の20—30%が「生産的信用創造」⁷⁹⁾(Produktive Kreditschöpfung)によって補充され、これはなんらインフレーションの危険をともしないものと主張されている。

こうして、緊急綱領は、土地改良事業や労働者植民に重点をおき、労働振興計画を地域開発の推進や田園都市の建設と連結させ、これを追加的信用創造でバックアップしつつ、方向転換を招来しようと意図する点に特徴があり、そこにはなおナチ左派のすぐれて農本主義的な志向が保持されている、といつてよい⁸⁰⁾。

77) *Ibid.*, S. 10.

78) *Ibid.*, S. 10-13.

79) *Ibid.*, S. 14.

80) 緊急綱領で労働振興計画の重点は土地改良事業や労働者植民におかれていたのに対し、ヒトラーからナチ党指導部はむしろ高速自動車道路 Autobahn の建設に関心があり、ナチ党権力掌握後の最初の労働振興計画、1933年6月1日に公布されたラインハルト計画 Reinhardt-Plan は高速自動車道路の建設を前面に押し出した (Vgl. Wilhelm Grotkopp, *Die grosse Krise*, Düsseldorf 1954, S. 282; G. Kroll, *op. cit.*, S. 461).

ところで、植民の問題については、労働者植民のほか、東方から脅かされる東部ドイツに独立の農民層を創出するための東部植民についても叙述されている⁸¹⁾。これは、グレゴール・シュトラッサーの1932年5月10日の国会演説において、都市周辺の住宅植民 *Heimsiedlung* ——労働者植民——とは区別して、土地改良事業に携わる農村における農民植民 *Bäuerliche Ansiedlung* として言及されたものにあたる⁸²⁾。こうして、緊急綱領は、労働者植民と並行して、大規模な土地改良事業の一環として、東部植民を中核とする農民植民の推進を謳っているのであるが、この実現の前提条件として、「農業一般の状態の根本的改善、入植者のために多年にわたる免税、最も低廉な信用、および交通手段の改善と低廉化による有利な市場の創出」⁸³⁾が掲げられているにすぎない。壮大な規模の土地改良事業が提示されているにもかかわらず、東部植民に関連して、当時の主要な争点であった土地収用の問題にはなんら言及されていない。したがって、東エルベにおける土地所有関係の改造は構想されることなく、ユンカーの大土地所有の利害の根幹に触れる措置は回避されているから、労働振興計画の重点をなす土地改良事業は、その主軸に大規模な東部植民を含むことは許されず、土地収用ではなく、沼地や荒地の開墾を前面に押し出すことになる⁸⁴⁾。こうして、1930年のナチ党農業綱領においては土地政策の主要な項目のひとつをなしていた計画的植民、なかんずく東部辺境植民は、1932年のナチ党経済緊急綱領では労働者植民の背景に退けられており、しかも、東部植民は、労働振興計画の重点をなす土地改良事業に関連させて叙述されないで、交通路や運河等の建設との関連で言及されているにすぎず⁸⁵⁾、また、農政上の措置の

81) *Wirtschaftliches Sofortprogramm der N. S. D. A. P.*, S. 10, 28.

82) *Arbeit und Brot!*, S. 19.

83) *Wirtschaftliches Sofortprogramm der N. S. D. A. P.*, S. 28.

84) このように土地所有関係の改造の構想が欠落している点からみても、1932年5月10日のシュトラッサーの国会演説が「体制への基本的な信頼を表明しているのに対して、緊急綱領は……たんなる労働創造計画だけではなく、経済構造の再編を唱えているところに重大な相違がみられる」という理解(栗原優「ナチ党綱領の歴史(下)」前掲、14ページ、傍点は引用者)には、かなり問題があるように思われる。

85) *Wirtschaftliches Sofortprogramm der N. S. D. A. P.*, S. 10.

ひとつとして、人口政策的ならびに民族的な動機から問題とされているにすぎない⁸⁶⁾。緊急綱領の内実は、「大不況」のさなかに広範な中間的社會層が希望を託したという労働振興と東部植民との綜合の構想を担い得るものではなかった。

—1974. 9. 12稿, 1975. 2. 1改稿—

- * 小論は昭和49年度文部省科学研究費綜合研究「ドイツ資本主義の類型と經濟政策」の研究成果の一部である。